

EBPM推進委員会の開催について

平成 29 年 7 月 31 日
官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定

1 「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）及び「官民データ活用推進基本計画実行委員会の開催について」（平成 29 年 3 月 31 日決定）第 7 項の規定に基づき、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善を進めることにより、国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として証拠に基づく政策立案（EBPM。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する体制として、官民データ活用推進戦略会議官民データ活用推進基本計画実行委員会の下に、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認められる場合は、構成員及びオブザーバーを追加又は関係者の出席を求めることができる。

| | |
|--------|--|
| 会 長 | 内閣官房副長官補（内政担当） |
| 副 会 長 | 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長） |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（情報通信技術総合戦略室長代理） 内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 総務省行政評価局長 総務省政策統括官（統計基準担当） |
| オブザーバー | 会長の指定する職にある各府省の EBPM 統括責任者 会長の指定する職にある関係機関の EBPM 統括責任者 |

3 委員会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びに総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計基準担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

EBPM推進委員会構成員について

平成 29 年 8 月 1 日
EBPM推進委員会会長決定
平成 30 年 4 月 27 日改正

「EBPM推進委員会の開催について」（平成 29 年 7 月 31 日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）第 2 項に規定する「会長の指定する職にある各府省の EBPM 統括責任者」として、下記に掲げる職を指定する。

記

人事院事務総局審議官
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
警察庁長官官房政策立案総括審議官
個人情報保護委員会事務局次長
金融庁総務企画局参事官
消費者庁政策立案総括審議官
復興庁審議官
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省大臣官房政策立案参事官
財務省大臣官房企画調整総括官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省厚生労働審議官
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房政策評価審議官
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房政策立案総括審議官
原子力規制委員会原子力規制庁次長
防衛省大臣官房審議官

以上

EBPM推進委員会幹事会の開催について

平成 29 年 8 月 1 日
EBPM推進委員会会長決定
平成 30 年 4 月 27 日改正

1. 関係府省の緊密な連携の下、EBPMの推進について具体的かつ計画的に検討するため、EBPM推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議題に応じて、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができる。
3. 幹事会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びに総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計基準担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

以上

E B P M推進委員会幹事会構成員

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 座長 | 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長） |
| 構成員 | 内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長） |
| | 内閣官房内閣参事官（情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） |
| | 内閣官房内閣参事官（行政改革推進本部事務局参事官） |
| | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当） |
| | 総務省行政評価局政策評価課長 |
| | 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 |
| | 人事院事務総局政策立案参事官 |
| | 内閣府大臣官房企画調整課合理的根拠政策立案推進室長 |
| | 宮内庁長官官房秘書課長 |
| | 公正取引委員会事務総局官房総務課企画官 |
| | 警察庁長官官房参事官（企画担当） |
| | 個人情報保護委員会事務局政策立案参事官 |
| | 金融庁総務企画局政策課長 |
| | 消費者庁総務課長 |
| | 復興庁参事官 |
| | 総務省大臣官房政策評価広報課長 |
| | 法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長 |
| | 外務省大臣官房考査・政策評価官 |
| | 財務省大臣官房経済財政政策調整官 |
| | 文部科学省大臣官房政策課長 |
| | 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当） |
| | 農林水産省大臣官房広報評価課長 |
| | 経済産業省大臣官房政策評価広報課長 |
| | 国土交通省総合政策局情報政策課長 |
| | 環境省大臣官房総合政策課長 |
| | 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官 |
| | 防衛省大臣官房企画評価課長 |